

長 建 協 発 第 171 号
平成 26 年 7 月 2 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

発注関係事務の運用に関する指針の策定について（項目イメージ）

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、改正公共工事品質確保促進法（公共工事品確法）に基づき、年内にも作成される発注者の共通ルール「運用指針」のたたき台をまとめ、この項目イメージについて、全建より別添のとおり連絡がまいりましたのでお知らせ申し上げます。